

【埼玉県補助金 父母負担軽減事業補助金の申請について】

(令和3年度分申請)

【対象者】

- ・生徒と親権者が埼玉県内に居住している世帯。(単身赴任・介護による県外別居は例外)
- ・「基準A、B、C、D、生活保護世帯・家計急変世帯(離婚・失職・死亡)」のいずれかに該当する世帯
(ピンク色のリーフレットP2～P3参照)

対象となるかどうかの確認は学校では出来ないため、判らないという場合はとりあえず申請しておくことをおすすめしています。

詳しくは埼玉県のホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/fubofutan2.html>)
をご覧ください。補助額試算表(エクセル)もありますので参考にしてください。



注) 授業料負担額(本校は年額300,000円)が補助の上限となります。

(入学金補助・施設費等補助についても同様)

該当の基準によって授業料の補助に加えて、入学金・施設費等の補助も追加されます。

特待生など負担がない場合は補助の対象とはなりません。

〈施設費等納付金補助について〉

施設費等とは、本校では【施設費、設備拡充費、維持費、実験実習費、補助教材費、図書費、行事費、暖房費】が該当します。県の補助額の範囲内で実際に負担する額が上限です。

【提出書類】 埼玉県父母負担軽減事業補助金のお知らせ P4 「提出書類」の通りです。

- ① 令和3年度 埼玉県 父母負担軽減事業補助金申請書
- ② 世帯全員記載の住民票(続柄記載のもの・原本・マイナンバーが記載されていないもの)
※個人番号カード貼付台紙は、就学支援金申請で提出済ですので不要です。
(一部再提出等が必要な方がいますが、個別に提出依頼を致します)
※生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書(コピー)」を上記に加えて提出してください。
※住民票にはマイナンバーを記載しないでください。
※家計急変世帯は必要書類がそれぞれ異なるので学校にお問い合わせください。

【提出期限】 令和3年7月8日(木) 期日厳守

【提出場所】 本部校舎事務室

注) 期日に遅れた場合、減額または補助が受けられないことがありますのでご注意ください。

提出が遅れそうな場合は必ず事前にご相談ください。

※家計急変が発生した場合は、上記期日にかかわらずその時点で学校にご連絡下さい。

(所得半減の場合は令和4年1月～2月中旬に申請する必要があります)

※本校の住所登録が東京都の方は別途ご案内予定です。(東京都の補助金があります)

その他の県の方はお問い合わせ下さい。補助金制度の有無を確認します。

お問い合わせ先：埼玉平成高校 本部校舎事務室 049-295-1212 担当：渡邊・猪鼻